

加工食品分野における物流標準化アクションプラン フォローアップ会
開催要領（案）

（名称）

第1条 本会は「加工食品分野における物流標準化アクションプラン フォローアップ会」（以下「本会」という。）と称する。

（目的）

第2条 本会は、加工食品分野における標準化推進のため、令和元年度策定の「加工食品分野における物流標準化アクションプラン」について、策定後の同アクションプランに関わる取組の情報共有・発信や、今後の更なるアクションプラン推進に向けた検討を行うこと、および、加工食品分野内に加えて周辺他分野への情報共有・発信を行うことで、加工食品分野内外における標準化取組の契機・指針とすることを目的とする。

（構成）

第3条 本会は別紙に掲げる構成員をもって構成する。

（座長）

第4条 本会には座長を1名置く。
2. 座長は本会の会務を処理し、本会を代表する。

（フォローアップ会）

第5条 座長は、本会の議事を整理する。
2. 座長は、必要があると認めるときには、構成員以外の者に対し、本会に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。
3. 資料は原則として公開とする。ただし、特段の必要があると座長が認めた場合は会議資料の全部又は一部を公開しないことができる。
4. 本会は原則として非公開とする。

（事務局）

第6条 本会の運営に関する事務は、国土交通省総合政策局（公共交通・物流政策審議官部門）物流政策課が行うものとする。

（その他）

第7条 この要領に定めるもののほか、本会の議事及び運営に関し必要な事項は座長が定める。

（附則） 本要領は、令和3年6月3日から施行する。